

# 第1章 都市計画GIS標準化ガイドライン(案)の作成要領

## 1-1 編集の方針

「都市計画GIS標準化ガイドライン(案)」は、建設省官民連帯共同研究「GISの標準化に関する調査」の中で、建設省国土地理院と民間企業53社が行った共同研究の成果としてまとめられた「地理情報標準 第1版」(平成11年3月)を参照し、都市計画に使用するデータの品質、カタログ、メタデータについてとりまとめたものである。

「地理情報標準 第1版」においては、データモデル、記録仕様などについても言及されているが、本書では品質、カタログ、メタデータのみを扱う。カタログについては、昨年度編集の「都市計画GISカタログ」で整理した方針に加え、データ相互の関係、属性値の取り得る範囲の値(属性値の範囲)、品質クラスに応じた図形タイプ(種別)について加えている。

標準化は設定に時間がかかるので、ある段階ごとに順次公開していくことが必要であるという認識にもとづき、検討を行った項目を順次補完していくことが必要である。

## 1-2 適用分野

本書は、都市計画分野について適用するものであり、都市計画の見地から以下の分野に分けて編集した。

分野01 都市計画決定…都市計画法において、都市計画として定められるもの

分野02 都市計画関連…分野1を除く、都市計画に関連するもの

### (1) 品質

分野01「都市計画決定」は全ての種類、分野02「都市計画関連」は種類02「都市施設」についてとりまとめた。分野02のその他の種類については、今後検討をしていくことが必要である。

### (2) カタログ

分野01「都市計画決定」、分野02「都市計画関連」についてとりまとめた。なお、分野02については、都市計画実務の視点から、都市計画法以外で定める地物をカタログ化したものであり、今後、各法を所管する部局により同じ地物のカタログ定義が行われることも想定される。この場合、地物の管理など所管部署が作成したデータと都市計画関連で整備したデータの間の整合を図ることが必要となる。この手法については、本書が公開された時点で検討し、適合方法を示すものとする。

### (3) メタデータ

分野01「都市計画決定」、分野02「都市計画関連」に適応するものである。

(1) 品質、(2) カタログ及び(3) メタデータの適用分野は以下のとおりである。

分 野	品 質	カタログ	メタデータ
01 都市計画決定	○	○	○
02 都市計画関連	○*	○	○

※ 種類02は、「都市施設」のみを適用した。

### 1-3 適用現在

本書に記載する内容は、平成12年7月現在である。

なお、都市計画法の改正に関する事項については施行前であるため、一部定まっていな  
いものがある。